平成２２年（フ）第４８６号
北海道上川郡美瑛町花園２丁目１番２号
債務者　三浦　文雄
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　皆川　岳大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月３日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０６０号
兵庫県西宮市鳴尾浜３丁目17番６号
債務者　クインランド・カーズ株式会社
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川太一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３０９号
北海道帯広市公園東町２丁目２番地　公園東町ハイツ２―710号
債務者　上村　起生（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１６７１号
仙台市泉区虹の丘１丁目８番地の15
債務者　中村　弘子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野寺友宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月11日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７４１号
仙台市若林区伊在字土府12番地の26
債務者　高橋　数彦
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　治子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月18日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７８６号
仙台市宮城野区福田町１丁目12番30号　フォーブル12―102
債務者　樋口　幹子（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大橋　洋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月17日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７８８号
仙台市宮城野区岩切２丁目10番13号　ハミルトンハウス弐番館205
債務者　布施　勇
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大橋　洋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月17日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８１０号
仙台市青葉区貝ケ森１丁目31番３号
債務者　太齋　秀子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　治子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月18日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６１３号
和歌山県岩出市金屋65番地の10
債務者　田中　誠二
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　薫満
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月28日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１５１８号
広島市安佐南区山本４丁目25番25―202号
債務者　川上　起生（旧姓柴沼）
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　香乃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５１９号
広島市中区白島中町16番６―301号
債務者　川上　淑子（旧姓柴沼）
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　香乃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７３０号
広島市安佐南区緑井４丁目11番25―413号
債務者　中島　肇
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横谷荘一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月４日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１３９号
岩手県東磐井郡藤沢町黄海字深堀203番地２
債務者　須藤　浩美
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１４０号
岩手県東磐井郡藤沢町黄海字深堀203番地２
債務者　須藤ひとし
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１８６号
千葉県富津市岩瀬1162番地１　友栄荘Ｈ号
債務者　森　清栄（旧姓稲川）
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１８９号
千葉県木更津市江川1384番地45号
債務者　藤田　純子（旧姓瀧本）
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第３０７号
岡山県倉敷市中島44番地11
債務者　坪井　政志
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４２４号
岡山県倉敷市連島町連島1174番地352
債務者　阪本裕見子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係